

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止指針

株式会社ニュートン管理課長

第1条（目的）

当社は、すべての求職者等が安心して就職活動その他の職業選択に関する活動を行うことができる環境を確保するため、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを防止し、適切に対応するため、本指針を定める。当社は、採用活動に関わるすべての役員及び従業員に対し、本指針を遵守することを求める。

第2条（基本方針）

1. 当社は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを一切認めない。
2. 当社の採用活動に関わる者は、求職者等の人格及び人権を尊重し、採用選考上必要な範囲を超えて、性的な言動を行ってはならない。
3. セクシュアルハラスメントを行った者に対しては、事実関係を確認した上で、就業規則その他の社内規程に基づき厳正に対処する。
4. 性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティその他の属性にかかわらず、本指針を適用する。
5. 求職者等からの相談又は申告を理由として、採用選考その他の求職活動に関して不利益な取扱いを行わない。

第3条（対象となる求職者等）

本指針における「求職者等」とは、当社への就職を希望する者その他職業の選択に資する活動を行う者をいう。

具体的には、次の者を含む。

1. 求人への応募者
2. 採用面接、面談、会社説明会等への参加者
3. 会社見学の参加者
4. インターンシップ、職場体験等への参加者
5. 学校等を通じて採用活動に参加する学生
6. 採用担当者等と就職に関する連絡を行う者
7. その他、当社への就職又は職業選択に関連する活動を行う者

第4条（求職活動等におけるセクシュアルハラスメント）

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントとは、当社の従業員による性的な言動により、求職者等の求職活動その他の職業選択に関する活動が阻害されることをいう。

例えば、次のような行為を禁止する。

1. 性的な冗談、からかい、質問、発言等を行うこと
2. 容姿、身体、服装、交際関係、性的経験等について必要のない質問や発言をするこ

と

3. 恋愛、結婚、出産等について採用選考上必要のない質問をすること
4. 求職者等の身体に不必要に触れること
5. 性的な画像、動画その他の情報を見せること
6. 食事、飲酒、交際、デート等を不必要に求めること
7. 採用選考と引き換えに、又は採用選考に影響を及ぼすことを示唆して、性的な関係等を求めること
8. SNS、メール、電話等を利用して、性的な内容の連絡を行うこと
9. 求職者等から拒否されたにもかかわらず、個人的な連絡や交際等を繰り返し求めること
10. その他、求職者等に不快感又は不安を与え、その求職活動等を阻害する性的な言動を行うこと

なお、同性に対する言動も対象とし、被害を受けた者の性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず適用する。

第5条（採用活動に関する基本ルール）

採用活動を行う従業員は、次のルールを遵守しなければならない。

1. 採用面接等は、原則として会社が指定した場所及び時間に実施する。
2. 求職者等との連絡は、会社が指定するメール、電話、採用システム等を使用する。
3. 個人の SNS アカウントを利用した求職者等との私的な連絡は原則として行わない。
4. 求職者等と私的な飲食、飲酒、旅行その他の私的な活動を行わない。
5. 採用選考上必要のない個人情報、恋愛、家族関係、性的指向、交際関係等について質問しない。
6. 面接場所として、密室、ホテル、個人宅その他、採用活動として不適切な場所を使用しない。
7. 採用活動に関する連絡及び面談内容について、必要な記録を残す。
8. 求職者等から不快である旨の意思表示があった場合には、直ちに当該言動を中止する。
9. 判断に迷う場合には、単独で判断せず、人事担当者又は会社が指定する相談窓口へ相談する。

第6条（相談窓口）

当社は、求職者等が求職活動等におけるセクシュアルハラスメントについて相談できる窓口を設置する。

相談窓口は次のとおりとする。

【相談窓口】

管理課

【相談方法】

電話、電子メール、書面その他会社が指定する方法

【相談窓口】

担当者：阿部 光祥/中軽米 紗綾

電話：0195-75-2222

URL：<https://newton-ltd.co.jp/contacts/contact/>

相談者は、被害の内容を詳細に説明できない場合であっても相談することができる。

第7条（相談への対応）

相談を受けた場合、会社は、相談者の意向及びプライバシーに配慮しながら、必要に応じて次の対応を行う。

1. 相談内容の確認
2. 相談者の安全及び心理的負担への配慮
3. 関係者からの事実確認
4. 必要に応じた当事者間の接触回避
5. 事実確認結果に基づく適切な措置
6. 再発防止措置

事実確認に当たっては、相談者及び関係者のプライバシーに十分配慮する。

第8条（プライバシーの保護）

会社は、相談者、行為者その他関係者のプライバシーを保護するため、相談内容及び調査内容を適切に管理する。相談者の氏名、相談内容その他の個人情報、必要な範囲を超えて第三者に開示しない。

第9条（不利益な取扱いの禁止）

当社は、求職者等がセクシュアルハラスメントについて相談、申告したこと、又は事実確認に協力したことを理由として、採用選考その他の求職活動に関して不利益な取扱いを行わない。また、従業員についても、求職者等に対するセクシュアルハラスメントについて相談、申告したこと又は事実確認に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行わない。

第10条（行為者に対する措置）

求職者等に対するセクシュアルハラスメントが確認された場合、会社は、行為者に対して、就業規則その他の社内規程に基づき、厳正に対処する。

行為の内容、程度、頻度、被害の状況等を踏まえ、必要に応じて懲戒処分その他の措置を講ずる。

第 11 条（教育・研修）

会社は、採用活動に関わる役員及び従業員に対し、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止及び本指針の遵守について、必要な教育・研修を行う。特に、採用担当者、面接担当者、管理監督者その他求職者等と接する機会の多い者については、重点的に周知する。

第 12 条（見直し）

会社は、法令、指針、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて本指針を見直す。

附則

本指針は、2026 年 10 月 1 日から施行する。

採用活動・面接時の行動ルール

株式会社ニュートン管理課長

1. 基本原則

採用活動では、「採用選考に必要なことだけを、適切な場所・方法で確認する」ことを基本とする。求職者は採用担当者との立場上の力関係から、断りにくい場合があることを十分に認識する。「冗談のつもり」「親しくなるため」「悪気はなかった」という理由であっても、性的な言動は行わない。

2. 面接・面談のルール

必ず守ること

- 会社が指定した場所で実施する
- 原則として勤務時間内に実施する
- 採用に必要な質問に限定する
- 面接記録を残す
- 求職者と私的な関係にならない

聞いてはいけない質問の例

- 「恋人はいますか」
- 「結婚する予定はありますか」
- 「子どもを産む予定はありますか」
- 「どんな男性／女性がタイプですか」
- 「夜は一人で寂しくないですか」
- 「性的な経験はありますか」
- 「身体についてどう思いますか」

その他、採用選考と関係のない性的・私的な質問は行わない。

3. SNS・メール・電話

求職者との連絡は、会社が指定する連絡手段を使用する。

個人の SNS アカウントを使用して、求職者と私的なやり取りを行わない。

特に以下の行為を禁止する。

- 個人的な SNS への登録・フォローを求める
- 私的な写真を要求する
- 性的な画像・動画等を送る
- 深夜に不要な個人的連絡をする
- 採用を理由に私的な連絡を継続する
- 食事、飲酒、交際等を個人的に求める

4. 会社見学・インターンシップ

会社見学、インターンシップ、職場体験等についても本ルールを適用する。

担当者は、参加者と必要以上に私的な関係を形成しない。

参加者から個人的な誘い等を受けた場合も、担当者個人で対応せず、採用担当部署へ報告する。

5. 飲食・懇親会

採用活動に関連して飲食を行う場合は、会社が認めた公式行事として実施する。

担当者と求職者が1対1で飲酒を伴う私的な飲食を行うことは禁止する。

6. 迷った場合

次のいずれかに該当する場合は、自己判断で対応せず、管理課人事担当へ相談する。

- この質問をしてよいか迷う
- 個人的な連絡をしてよいか迷う
- 求職者から交際等を求められた
- 求職者からセクハラの相談を受けた
- 求職者が不快に感じているように見える
- 採用担当者自身が困った状況になった

7. 違反した場合

本ルールに違反し、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った場合は、就業規則その他の社内規程に基づき、厳正に対処する。「冗談だった」「悪気はなかった」「相手も嫌がっていなかった」という理由だけで問題がなくなるものではない。

2026年10月1日

採用活動におけるハラスメント防止について

株式会社ニュートン管理課長

当社は、求職者の皆さまが安心して就職活動を行える環境を確保するため、採用活動におけるセクシュアルハラスメントを一切認めていません。

採用面接、会社説明会、会社見学、インターンシップその他の採用活動において、性的な言動、不適切な質問、不要な身体接触、個人的な交際の要求その他の不適切な行為があった場合は、下記相談窓口までご相談ください。

相談したことを理由として、採用選考その他について不利益な取扱いを行うことはありません。なお、相談内容及び個人情報については、適切に取り扱います。

【相談窓口】

会社名：株式会社ニュートン

担当部署：管理課

担当者：中軽米 紗綾

電話：0195-75-2222

URL：<https://newton-ltd.co.jp/contacts/contact/>

※相談内容については、相談者の意向を尊重しながら、必要に応じて事実確認及び適切な対応を行います。